

コンクリート類についての運用

「工事請負契約書第25条第5項の運用の拡充について」（平成20年9月10日付け、国地契第23号、国技建第116号、国営計第46号）において、「原油価格の高騰等の特別な要因により、日本国内の地域において鋼材類及び燃料油以外の主要工事材料の価格の著しい上昇が認められる場合には、運用通達に基づき鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱に準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとする」と明記されているところであるが、コンクリート類が対象工事材料となる場合の運用については、下記のとおりとする。なお、以下に記載していない事項については、「工事請負契約書第25条第5項の運用について」（平成20年6月13日付け、国地契第9号、国技建第1号、国営計第24号）及び「工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（暫定版）」（平成20年7月16日）の鋼材類に準じ実施されたい。

1. 著しい価格変動の要因

- ・対象工事材料の著しい価格変動の要因について整理する。

- ・単品スライドは、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったとき」に適用することとされている（工事請負契約書第25条第5項）。

コンクリート類に適用する場合においては、大規模な災害の発生等に伴う資材需要の急増や協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第7条の規定に基づき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の適用について、同法第22条第1号の要件を備える組合とみなされたものに限る）の販売価格の大幅な変動が該当すると考えられるが、発注者と受注者が共通の認識をもって、その影響の重要性を客観的に認められるよう、「特別な要因」について整理することとする。

このため、受注者からも情報提供を求め、対象にしようとする品目の当該地域における需給動向や協同組合販売価格の推移等、必要な情報を把握しておく。

2. 対象工事材料の考え方

- ・コンクリート類の対象工事材料として、以下のものが想定される。
 - 1) レディーミクストコンクリート（生コン）
 - 2) セメント
 - 3) モルタル
 - 4) コンクリート混和材
 - 5) コンクリート用骨材
 - 6) コンクリート二次製品

3. 対象数量

- ・対象数量は、設計図書の数量、設計数量、証明数量から以下により選定することとする。

1) 証明された数量と対象数量の考え方（設計図書に数量の記載がある場合）

証明数量 < 設計図書の数量	→ 当該材料は対象材料とならない
設計図書の数量 ≤ 証明数量 ≤ 設計数量	→ 対象材料。対象数量は証明数量
設計数量 < 証明数量	→ 対象材料。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量：設計図書(数量総括表や図面等)に記載されている数量

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量(積算上の数量)

証明数量：受注者から証明された数量

2) 証明された数量と対象数量の考え方（設計図書に数量の記載がない場合）

証明数量 ≤ 設計数量	→ 対象数量は証明数量
設計数量 < 証明数量	→ 対象数量は設計数量

注) 設計数量：積算上の数量

証明数量：受注者から証明された数量

- ・設計数量（設計図書の数量にロスを加えた数量または積算上の数量）の算出例については、次の通り。

(レディーミクストコンクリートの数量)

$$\text{設計量} \times (1 + \text{ロス率} \%)$$

※ロス率については、国土交通省土木工事標準積算基準書によることとする。

- ・また、施工パッケージ型積算基準を使用している場合の設計数量（設計図書の数量にロスを加えた数量）の算出例については、次の通り。

$$\text{設計図書の数量} \times (\text{標準単価} \times \text{コンクリート構成比率} / \text{東京17区コンクリート単価})$$

- ・なお、発注者の設計数量は、新土木工事積算システムを使用している場合は、使用材料一覧表として材料毎に集計した結果が出力されている。

4. 受注者への確認事項

- ・納品書・請求書・領収書等による証明が困難な場合は、社内書類等で確認。
- ・自社内での取引であったため、納品書、請求書、領収書等が存在しない場合は、それに変わる社内書類等で購入価格の証明を求める。
- ・工場渡しにて、購入した場合で、運搬費の証明が困難な場合には、計算式により算出。
- ・受注者からの証明は取引が工場渡しである場合は運搬費に要した金額を併せて証明（燃料油と同様）。運搬費用の算出が困難な場合には、燃料油と同様に計算式により算出することとする。ただし、物価資料（現着単価）と比較して安価の単価をスライド額算定に用いるものとする。
(参考)
 - ・仮に情報公開により、単品スライドの証明資料について開示請求があった場合には、社内書類等も開示する方針である。

5. 単価（変動後の実勢価格の算定）

- ・実勢価格は、対象材料を搬入した月の翌月の物価資料の価格
- ・燃料油と同様、契約と購入がほとんど同時期に行われるものであるため、現場で購入した翌月の物価資料等に実勢価格として掲載されている。
- ・納入の概ね1ヶ月前以上に購入契約が完了しており、その結果が現場に搬入された月と同月の物価資料等に実勢価格として掲載されていることが明らかな場合は、対象材料を搬入した月と同月の物価資料の価格を実勢価格とする。

6. その他

- ・現在、スライド額協議中であり、本通知により難い場合はこの限りでない。

以 上